

## 令和7年度国民健康保険料率

下表に基づき令和7年度保険料を算出します。

区分	所得割率 (被保険者単位)	均等割額(円) (被保険者単位)	平等割額(円) (世帯単位)	賦課限度額(円)
基礎賦課額(医療分)	<b>7.18%</b>	<b>28,100</b>	<b>19,800</b>	660,000
前年度比 前年度	+0.08% <b>7.10%</b>	+1,000 <b>27,100</b>	+400 <b>19,400</b>	+10,000 <b>650,000</b>
後期高齢者支援金(支援分)	<b>2.72%</b>	<b>11,000</b>	<b>7,800</b>	260,000
前年度比 前年度	+0.03% <b>2.69%</b>	+400 <b>10,600</b>	+400 <b>7,400</b>	+0 <b>260,000</b>
介護納付金(介護分) (40歳以上65歳未満)	<b>2.31%</b>	<b>10,800</b>	<b>5,300</b>	170,000
前年度比 前年度	+0.00% <b>2.31%</b>	+400 <b>10,400</b>	+300 <b>5,000</b>	+0 <b>170,000</b>
合計	<b>12.21%</b>	<b>49,900</b>	<b>32,900</b>	1,090,000
前年度比 前年度	+0.11% <b>12.10%</b>	+1,800 <b>48,100</b>	+1,100 <b>31,800</b>	+10,000 <b>1,080,000</b>
介護分除く (40歳未満・65歳以上)	<b>9.90%</b>	<b>39,100</b>	<b>27,600</b>	920,000
前年度比 前年度	+0.11% <b>9.79%</b>	+1,400 <b>37,700</b>	+800 <b>26,800</b>	+10,000 <b>910,000</b>

### 年間保険料の算出方法

①所得割額：被保険者単位で計算します。

基準総所得金額×所得割率

基準総所得金額=総所得金額等-43万円（基礎控除）

②均等割額：被保険者単位で計算します。未就学児については2分の1に減額されます。

③平等割額：世帯単位で計算します。

①+②+③=年間保険料額

## 令和7年度法定軽減表

世帯主及び被保険者の総所得金額の合計が、軽減判定所得基準額計算式により算出した値以下の場合、均等割額及び平等割額が軽減されます。未就学児の均等割額についてはさらに2分の1減額されます。

軽減される割合	軽減判定所得基準額計算式
2割	43万円+56万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
前年度	43万円+54.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	43万円+30.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
前年度	43万円+29.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
前年度	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

給与所得者等の数=納付義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち、給与所得を有する者（収入金額が55万円を超える者に限る）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（65歳未満の者にあっては、当該公的年金等の収入金額が60万円を超えるものに限る。65歳以上の者にあっては、当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者に限る。また、給与所得を有する者を除く。）の合計数をいいます。

・軽減判定に用いる所得は、税申告上の所得とは算出方法が異なります。

・軽減判定の基準となる所得には擬制世帯主の所得も含まれます。

（擬制世帯主とは、国民健康保険の被保険者ではない世帯主のことです。）

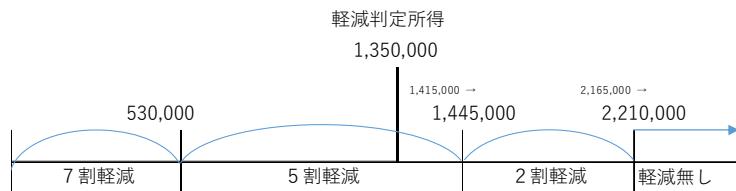
・専従者給与、土地売買の特別控除等は必要経費と認めません。（控除前の所得で計算します。）

・65歳以上の方の軽減判定用所得を計算するときは年金所得から15万円減額します。

世帯主または被保険者に所得未申告の方がいる場合は、軽減の対象外となります。

例1) 被保険者が3人【A(45歳)：給与収入160万円、B(70歳)：年金収入155万円、C(5歳)：収入無し】の場合

世帯の所得	150万円 内訳(A:給与所得105万円、B:公的年金等の雑所得45万円)	
軽減判定所得	135万円 内訳(A:給与所得105万円、B:公的年金等の雑所得30万円)	
軽減される割合	軽減判定所得基準額	
	令和7年度	令和6年度
2割	430,000 + 560,000 × 3人 + 100,000 × (2人-1) = 2,210,000	430,000 + 545,000 × 3人 + 100,000 × (2人-1) = 2,165,000
5割	430,000 + 305,000 × 3人 + 100,000 × (2人-1) = 1,445,000	430,000 + 295,000 × 3人 + 100,000 × (2人-1) = 1,415,000
7割	430,000 + 100,000 × (2人-1) = 530,000	430,000 + 100,000 × (2人-1) = 530,000
軽減適用割合	軽減判定所得135万円→5割軽減適用	軽減判定所得135万円→5割軽減適用



令和7年度 国民健康保険料の計算

項目	料率	被保険者	A	B	C	計
		年齢	45歳	70歳	未就学児	
～基礎賦課額	基準所得額	105万円-43万円=	45万円-43万円=	所得なし	0円	
	軽減割合	620,000円	20,000円			
	所得割	44,516円	1,436円	0円	45,952円	
	均等割	14,050円	14,050円	7,025円	35,125円	
～後期高齢者	平等割	19,800	0.5	9,900円	9,900円	90,977円
	計			(a)改め：100円未満切捨		90,900円
	所得割	16,864円	544円	0円	17,408円	
	均等割	5,500円	5,500円	2,750円	13,750円	
～介護納付金	平等割	7,800	0.5	3,900円	3,900円	35,058円
	計			(b)改め：100円未満切捨		35,000円
	所得割	14,322円	0円	0円	14,322円	
	均等割	5,400円	0円	0円	5,400円	
～計	平等割	5,300	0.5	2,650円	2,650円	22,372円
	計			(c)改め：100円未満切捨		22,300円

令和7年度年間保険料 (= (a) + (b) + (c))

148,200円

※計算例の世帯で、所得や国保加入者数が変わらない場合、前年度と比べて+3,100円となります。

(参考) 令和6年度 国民健康保険料の計算

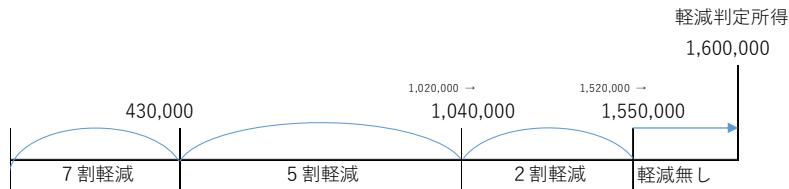
項目	料率	被保険者	A	B	C	計
		年齢	45歳	70歳	未就学児	
～基礎賦課額	基準所得額	105万円-43万円=	45万円-43万円=	所得なし	0円	
	軽減割合	620,000円	20,000円			
	所得割	44,020円	1,420円	0円	45,440円	
	均等割	13,550円	13,550円	6,775円	33,875円	
～後期高齢者	平等割	19,400	0.5	9,700円	9,700円	89,015円
	計			(a)改め：100円未満切捨		89,000円
	所得割	16,678円	538円	0円	17,216円	
	均等割	5,300円	5,300円	2,650円	13,250円	
～介護納付金	平等割	7,400	0.5	3,700円	3,700円	34,166円
	計			(b)改め：100円未満切捨		34,100円
	所得割	14,322円	0円	0円	14,322円	
	均等割	5,200円	0円	0円	5,200円	
～計	平等割	5,000	0.5	2,500円	2,500円	22,022円
	計			(c)改め：100円未満切捨		22,000円

令和6年度年間保険料 (= (a) + (b) + (c))

145,100円

例2) 被保険者が2人【A(61歳)：給与収入240万円、B(60歳)：収入0万円、Aの被扶養者】の場合

世帯の所得	160万円 内訳(A:給与所得160万円、B:0万円)		
軽減判定所得	160万円 内訳(A:給与所得160万円、B:0万円)		
軽減される割合	軽減判定所得基準額		
2割	令和7年度 $430,000 + 560,000 \times 2人 + 100,000 \times (1人-1) = 1,550,000$		令和6年度 $430,000 + 545,000 \times 2人 + 100,000 \times (1人-1) = 1,520,000$
5割	430,000 + 305,000 × 2人 + 100,000 × (1人-1) = 1,040,000		430,000 + 295,000 × 2人 + 100,000 × (1人-1) = 1,020,000
7割	430,000 + 100,000 × (1人-1) = 430,000		430,000 + 100,000 × (1人-1) = 430,000
軽減適用割合	軽減判定所得160万円→軽減適用なし		軽減判定所得160万円→軽減適用なし



令和7年度 国民健康保険料の計算

項目	料率	被保険者	A	B	計
		年齢	61歳	60歳	
		基準所得額	160万円-43万円=	所得なし	
～基礎療賦分課額	所得割	7.18%	84,006円	0円	84,006円
	均等割	28,100	28,100円	28,100円	56,200円
	平等割	19,800	0.0	19,800円	19,800円
計				(a)改め：100円未満切捨	160,006円 160,000円
後支期援高齢者	所得割	2.72%	31,824円	0円	31,824円
	均等割	11,000	0.0	11,000円	11,000円
	平等割	7,800	0.0	7,800円	7,800円
計				(b)改め：100円未満切捨	61,624円 61,600円
介護納付金	所得割	2.31%	27,027円	0円	27,027円
	均等割	10,800	0.0	10,800円	10,800円
	平等割	5,300	0.0	5,300円	5,300円
計				(c)改め：100円未満切捨	53,927円 53,900円
令和7年度年間保険料(=(a)+(b)+(c))					275,500円

※計算例の世帯で、所得や国保加入者数が変わらない場合、前年度と比べて+6,100円となります。

(参考) 令和6年度 国民健康保険料の計算

項目	料率	被保険者	A	B	計
		年齢	61歳	60歳	
		基準所得額	160万円-43万円=	所得なし	
～基礎療賦分課額	所得割	7.10%	83,070円	0円	83,070円
	均等割	27,100	0.0	27,100円	27,100円
	平等割	19,400	0.0	19,400円	19,400円
計				(a)改め：100円未満切捨	156,670円 156,600円
後支期援高齢者	所得割	2.69%	31,473円	0円	31,473円
	均等割	10,600	0.0	10,600円	10,600円
	平等割	7,400	0.0	7,400円	7,400円
計				(b)改め：100円未満切捨	60,073円 60,000円
介護納付金	所得割	2.31%	27,027円	0円	27,027円
	均等割	10,400	0.0	10,400円	10,400円
	平等割	5,000	0.0	5,000円	5,000円
計				(c)改め：100円未満切捨	52,827円 52,800円
令和6年度年間保険料(=(a)+(b)+(c))					269,400円